

## 福祉のまちづくり条例必要書類（建築物）

### ○計画時（工事着工の30日前までに提出必要）

#### 正・副2部

- ・ 特定施設新築等工事届出書（第7号様式）
- ・ 施設整備項目表（建築物）（第3号様式）
- ・ 整備基準チェックリスト【車いす使用者用便所】
- ・ 委任状（任意様式）
- ・ 位置図（方位記入）
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 車いす使用者便所の詳細図
- ・ E V等福まち審査対象となる設備がある場合はその詳細がわかる資料

### ○計画時（やむを得ない理由により整備が困難な箇所がある場合、届出書提出以前に提出必要）

#### 正・副2部

- ・ 特定施設整備基準協議書
- ・ 委任状（任意様式）
- ・ 位置図（方位・地名地番記入）
- ・ 協議したい箇所の図面

### ○工事完了時（現地検査あり） 正1部

- ・ 特定施設新築等工事完了届出書（第9号様式）
- ・ 委任状（任意様式）
- ・ 認定証交付請求される場合は別途調査書が必要ですので事前に申し出てください。（調査書はHPに掲載されていません。）

### ☆様式ダウンロード

建築住宅課HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/jyutaku-shinseisho/ichiran.html#fukumachi8>

### ☆条例およびマニュアル

障害福祉課

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/hukumachi/ikentop.html>